

対象業務範囲	業務名	バージョン
	国民年金	V2.7

【凡例】 ○:対象 ×:対象外

機能	データ移行対象	備考
1) 資格異動	○	—
① 住民からの届出により、資格取得の登録を行う(免除を除く20歳到達、2号からの移行、任意加入等)。	—	
② 住民からの異動届(転入)により、資格情報の登録を行う。	—	
③ 住民からの届出により、種別変更の登録を行う。	—	
④ 他市町村からの異動により、転出の登録を行う。	—	
⑤ 住民からの異動届(死亡)により、資格喪失の登録を行う(戸籍変更、住基変更後)。	—	
⑥ 住民からの届出により、資格喪失の登録を行う(任意加入を除く60歳到達、2号該当、喪失申出等)。	—	
⑦ 日本年金機構からの連絡により、資格異動追加・訂正、不在期間の登録等を行う。	—	
2) 免除管理	○	—
① 住民からの申請により、免除・納付猶予申請書を受理・審査し、日本年金機構に進達する。	—	
② 住民からの申請により、学生納付特例申請書を受理・審査し、日本年金機構に進達する。	—	
③ 住民からの申請により、免除理由該当消滅届を受理・審査し、日本年金機構に進達する。	—	
④ 日本年金機構からの連絡により、申請免除、法定免除の登録を行う。	—	
3) 付加登録	○	—
① 住民からの申請あるいは日本年金機構からの連絡により、付加保険料納付申出(該当)の登録を行う。	—	
② 住民からの申請あるいは日本年金機構からの連絡により、付加保険料納付辞退申出(非該当)の登録を行う。	—	
4) その他登録	○	—
① 日本年金機構からの連絡により、受給年金該当者の登録を行う。	—	
② 日本年金機構からの連絡により、厚生年金、共済年金の情報登録を行う。	—	
③ 国民年金基金からの連絡により、基金情報登録を行う。	—	
④ 日本年金機構からの連絡により、老齢福祉年金該当者の登録を行う。	—	
5) 進達報告・情報提供	○	—
① 日本年金機構に対し、資格異動該当者の進達報告を行う。	—	
② 日本年金機構からの免除勧奨のための調査依頼に対し、国民年金該当者の所得・扶養情報提供を行う。	—	
③ 日本年金機構からの調査依頼に対し、受給年金該当者の所得情報提供を行う。	—	
④ 住民からの申請により、裁定請求書等を受理し、日本年金機構に進達する。	—	
⑤ 住民からの届出により、手帳再交付申請書を受理し、日本年金機構に進達する(2号該当者を除く)。	—	